

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 04
保存期間	5年(令和12年12月31日まで)

秋本人安第84号 刑企第51号
捜一第49号

令和7年5月29日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置について（通達）

子供の心身に重大な被害を与え、社会に深刻な影響を及ぼす「子供対象・暴力的性犯罪」の出所者については、「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置について（通達）」（令和5年8月2日付け秋本人安第799号ほか。以下「旧通達」という。）により必要な措置を講じてきた。今般、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、刑法（明治40年法律第45号）における懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることを受け、所要の見直しを行い、令和7年6月1日から下記のとおり実施することとしたので、本通達の趣旨に沿って適切な措置を講じられたい。

なお、旧例規は5月31日をもって廃止する。

記

1 目的

この通達は、子供対象・暴力的性犯罪が子供の心身に深刻な影響を与え、保護者や地域住民に大きな不安感を与えるものであるとともに、子供対象・暴力的性犯罪の前歴を有する者については、再び同種犯罪を引き起こす危険性が高いことに鑑み、法務省から子供対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者の出所情報の提供を受け、これらの者が出所後に再び同種犯罪を犯すことを防止するとともに、性的犯罪が発生した場合における迅速な対応を図るために必要な措置（以下「再犯防止措置」という。）について定めることを目的とする。

2 定義

- (1) 「子供対象・暴力的性犯罪」とは、別表に掲げる罪であつて、被害者が16歳未満の者であるものをいう。
- (2) 「再犯防止措置対象者」とは、子供対象・暴力的性犯罪により拘禁刑又は懲役若しくは禁錮の刑に処せられた者のうち、4に定める再犯防止措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして警察庁が登録し、警察本部長（以下「本部長」という。）に通知した者をいう。
- (3) 「再犯防止措置実施警察署」（以下「実施警察署」という。）とは、再犯防止措置対象者の出所後の帰住予定先を管轄する警察署をいう。

3 再犯防止措置実施担当官等の指定

(1) 再犯防止措置実施担当官の指定

実施警察署の署長（以下「実施警察署長」という。）は、原則として、警部以上の階級にある者から、再犯防止措置実施担当官（以下「担当官」という。）を指定するものとする。

(2) 再犯防止措置の体制

再犯防止措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連携を保ち、実施するものとする。

ア 生活安全部人身安全対策課長（以下「人身安全対策課長」という。）

人身安全対策課長は、再犯防止措置対象者に関する情報を把握するほか、再犯防止措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、実施について、実施警察署長を指導する。

イ 実施警察署長

実施警察署長は、再犯防止措置対象者に関する情報の把握等のため所要の体制を確立するとともに、再犯防止措置を講ずる上で関係を有する警察署長と連携し、再犯防止措置の実施に当たる。

ウ 担当官

担当官は、実施警察署長の指揮を受け、再犯防止に向けた措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たる。

4 再犯防止措置に向けた措置

(1) 所在の確認及び面談

ア 出所後の所在確認

実施警察署長は、再犯防止措置対象者の出所予定日が到来した場合（仮釈放者にあつては、仮釈放期間が終了した場合、保護観察付一部執行猶予者にあつては、当該猶予期間が終了した場合）、速やかに、当該再犯防止措置対象者が帰住予定先（仮釈放者にあつては、仮釈放期間終了時の住居、保護観察付一部執行猶予者にあつては、当該猶予期間終了時の住居）に居住しているかどうかを確認するものとする。

イ 継続的な所在確認

実施警察署長は、アにより所在を確認した再犯防止措置対象者が継続して当該住居に居住しているかどうかについて、定期的に確認するものとする。

ウ 再犯防止措置対象者との面談

ア又はイの所在確認を行う際、必要に応じて当該再犯防止措置対象者の同意を得た上で、同人と面談を行うものとする。

(2) 再犯防止措置対象者に係る情報の活用

警察署長は、子供に対するつきまとい、声掛けその他犯罪の前兆とみられる事案（以下「脅威事犯」という。）の情報の幅広い収集に努め、再犯防止措置対象者に係る情報を活用して子供に対する犯罪の発生の未然防止に努めるとともに、性的犯罪が発生した場合においては、生活安全部人身安全対策課（以下「人身安全対策課」という。）と刑事部捜査第一課と情報共有するなど緊密に連携し、迅速な対応を図るものとする。

(3) 再犯防止措置対象者が保護観察に付されている場合における措置

再犯防止措置対象者が仮釈放（更生保護法（平成19年法律第88号）第40条の規定により保護観察に付される。）又は保護観察付一部執行猶予の状態にある場合には、同法第50条の規定により、保護観察所の長に届け出た住居（同法第39条第3項又は第78条の2第1項の規定により住居を特定された場合には当該住居）に居住することや、転居又は7日以上の旅旅行をするときは、あらかじめ保護観察所の長の許可を受けることが定められていることから、人身安全対策課長は、当該再犯防止措置対象者の保護観察をつかさどる保護観察所との緊密な連絡に努めるものとする。

(4) 再犯防止措置対象者が転居した場合等に係る措置

ア 再犯防止措置対象者が転居した場合における措置

実施警察署長は、4(1)ア又はイの所在確認において、再犯防止措置対象者の転居が確認された場合であって、転居先が判明しているときは、本部長に転居先を報告するものとする。この場合において、転居先が他の都道府県であるときは、人身安全対策課長を経由して警察庁及び当該転居先都道府県の警察本部長に対しその旨を通知するものとする。また、転居先を管轄する警察署長は、継続して再犯防止措置が実施されるよう、3に定めるところに準じ、必要な措置を講ずるものとする。

イ 再犯防止措置対象者の所在が不明となった場合の措置

実施警察署長は、4(1)ア又はイの所在確認において、再犯防止措置対象者の所在が不明となったことが確認された場合は、本部長にその旨を報告するものとする。

本部長から再犯防止措置対象者が所在不明となった旨の手配を受けた各警察署長は、当該所在不明の再犯防止措置対象者に係る情報の収集を指示するものとする。

5 登録の解除

警察庁では、再犯防止措置対象者が出所後、性的犯罪により検挙されずに一定期間経過したときは、あらかじめ本部長が登録の継続を求め、かつ警察庁が相当と認めたもの以外は、当該登録を解除することとしている。これを踏まえ、実施警察署長は、再犯防止措置対象者に再犯のおそれがあると判断した場合は、本部長に対し登録の継続を求めものとする。

6 再犯防止措置実施上の留意事項

(1) 再犯防止措置対象者の更生への配慮

再犯防止措置の実施に当たる者は、その措置が、再犯防止措置対象者の更生、社会復帰等にとって妨げとならないよう、厳に配慮しなければならない。

特に、再犯防止措置対象者が出所者であることについては、その事情を知らない再犯防止措置対象者の家族、親族、近隣住民、勤務先その他関係者に知られることのないよう、必要がない限りこれらの者への接触を避けるなどの配慮に努めなければならない。

(2) 関連情報の秘密の厳守

関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

7 警察署間の連携等

実施警察署長は、再犯防止措置を実施する上で関係を有する他の警察署の協力が必要な場合は、人身安全対策課長を経由して協力を依頼するものとする。

8 関係機関・団体との連携

再犯防止措置の実施に当たっては、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所その他関係機関・団体との連携に努めるものとする。

9 子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯した者に係る措置の特例

警察署長は、子供対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯し、拘禁刑又は懲役若しくは禁錮の刑に処せられた者であって、当該犯罪の動機、手口その他の状況からみて、再犯防止措置対象者と同様の措置を講ずる必要性が高いと認めるものについて、本部長に対し再犯防止措置対象者の登録を求めるものとする。

この担当 人身安全対策課子供・女性安全対策係 (☎ 3 0 7 2)